

## 回 答 書

### 1 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

#### 【回答】

#### (1) 売上回復のための支援を

貴所からの要望を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により売上の低迷が続く市内の商業者と市民の生活を支援するため、12月1日から使用できるプレミアム付商品券を発行しました。

小田原市商店街連合会と議論を重ね、プレミアム率は過去最高の30%に設定するとともに、地元商店のみで利用できる「地元商店専用券」を設定しました。

これにより、約7億円が市内で消費されることになり、市内の中小店舗が現金収入を得る一助になると考えております。

(担当課：商業振興課)

#### (2) 落ち込んだ需要を回復させるための支援を

落ち込んだ需要を回復させるための事業者への支援については、既に国からの要請もあり、本市では5月15日付庁内通知で、工事の請負、業務委託及び物品の購入等に当たっては、できる限り前倒しての早期発注、早期支払いに努めるよう全庁的に通知しております。

また、市内中小企業者の受注機会の確保については、これまでも要項等に明文化するなどして、全庁的な取り組みとしてその運用に努めてきたところですが、同庁内通知において、現下の状況に鑑み、要項等の趣旨を踏まえた業者選定に努めるよう、併せて通知したところですが、

(担当課：契約検査課)

#### (3) 新型コロナウイルス感染症収束後の新たなスタイルによる販売促進、誘客宣伝の支援を

販売促進については、「事業者事業継続等支援補助金」を創設し、感染拡大防止や販売促進、非対面ビジネス等に取り組む商店街や団体を支援しました。

また、国における「Go To 商店街」事業の制度周知や取組内容に関するアドバイ

スなど、貴所と連携しながら商店街等が行う販促活動について支援してまいります。

誘客宣伝については、神奈川県や県西地域の各市町などと連携を行い、費用面等での単独では行いつらい宣伝活動を行い、広域における誘客を図っております。また、観光消費額を上げるためにも、プレミアム付商品券の観光版といったものも検討してまいります。

今後も新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら、さらなる広域連携を強化し、県西地域の持つ歴史や文化、豊富な自然環境を活かしながら誘客を行ってまいります。

(担当課：商業振興課・観光課)

## 2 地域経済循環の促進について

### 【回答】

地域経済循環の促進については、貴所をはじめとする各経済団体と、後継者育成や事業承継等の支援策、中小企業の振興とともに、「(仮称)地域経済循環促進条例」についても情報交換をしているところです。

持続的な地域経済の発展を図るうえで、中小企業の振興は極めて重要であるため、引き続き情報交換の場を設け、議論を深めてまいります。

(担当課：産業政策課)

## 3 接続可能な中小企業のための支援施策について

### 【回答】

#### (1) 当所への安定的・継続的な予算措置

小田原箱根商工会議所への予算措置については、貴所に運営及び実施事業に対する財政的支援を行うことにより、地域経済の活性化と健全な発展を目的に行ってきております。

今後とも、交付する補助金の有効性や適正性などを検証しながら、目的にかなう必要な支援をしてまいります。

(担当課：産業政策課)

## (2) マル経融資の利子補給制度の創設

「マル経融資」については、低利かつ有効的に運用されており、小規模事業者の経営環境の向上に寄与していると理解しております。

コロナ禍における経営改善への対応としては、金融機関、市内事業者からの情報収集をするなか、より少額かつスピーディーな融資を求める声が多くあったことから、そうした融資制度に対する取組や経営相談に応じる専門家配置などを優先的に実施しております。

(担当課：産業政策課)

## (3) 事業承継マッチング事業への支援

本市においても平成 29 年 7 月に神奈川県が中心となり設立した「神奈川県事業承継ネットワーク」に参画するなど、事業承継の支援体制を整えております。

また、「小田原箱根事業承継マッチング事業」においても、市のホームページへの掲載や企業への働きかけなど、広報に努めております。

今後とも、本市に対する具体的な相談等があった際には、小田原箱根商工会議所を始めとした関係団体ともしっかりと連携し、適切に対応してまいります。

(担当課：産業政策課)

## 4 法人市民税均等割の減免について

### 【回答】

均等割は住民サービスを受ける多くの方から納付いただくもので、地方税法第 294 条及び第 312 条に基づき納税義務が規定されていることから、減免することができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

なお、国の緊急経済対策として、コロナ禍により収入が大幅に減少した納税者（法人を含む）に対し、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限を迎える市税を対象とする「徴収猶予の特例」（無担保で延滞金が無い）とともに、従前の「徴収等の猶予制度」（担保必要で延滞金あり）等の納付相談も受け付けております。

(担当課：市民税課)

## 5 気候変動対応での連携について

### 【回答】

「小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言」について、貴団体には先導的な役割を担ったいただき感謝申し上げます。今後も7団体それぞれの取組を進めていくものと承知しておりますが、7団体の連携において、貴団体の役割を発揮いただくことを期待しております。

また、気候変動タスクフォースにはオブザーバーとして参画し、本市の取組を周知させていただくとともに、皆さまからのご意見を参考にするなど連携した取組を推進してまいります。

なお、商工会議所として事業を実施される際には、その事業内容に沿った適切な支援を講じてまいります。

(担当課：企画政策課)

## 6 新たな観光戦略ビジョンの策定について

### 【回答】

観光戦略ビジョンについては、令和4年度をひとつの区切りとしていることから、来年度については検証など令和4年度の更新に向けた準備段階と考えております。また、新たなビジョンの策定においては、前回同様関係団体との話し合いが必要と考えておりますので、ご協力いただければと思います。

(担当課：観光課)

## 7 災害時の対応について

### 【回答】

#### (1) 地域が連携・協力した防災協力体制の整備について

防災協力体制の構築については、事業者の皆さまが地域の避難訓練にご参加いただくなど、平常時から顔の見える関係づくりと準備をすることが大事であり、そうした積み重ねが、緊急時に有効に連携できる仕組みへと繋がると考えております。自治会と事業者さまとの関係づくりについては、引き続き協議させていただければと存じます。

(担当課：防災対策課)

## (2) 富士山噴火災害時の事業所への配慮について

本市では、「小田原市地域防災計画」を策定しており、この中に、火山災害対策について、「災害予防」及び「災害時の応急活動計画」の二つの観点で記載をしております。

「災害予防」では、主に火山情報の伝達体制や災害応急対策への備えを記載しており、噴火警戒レベル発表中の火山に係る降灰予報等を、必要に応じて防災行政無線等により速やかに市民へ情報提供を行いつつ、噴火の事態に備えます。

「災害時の応急活動計画」では、大規模な噴火が発生した場合、30～50cm以上の降灰の堆積が想定されるため、市では、災害対策本部の設置により体制を整備し、引き続き防災行政無線を通じて情報を提供するほか、救助・救急、消火及び医療救護活動と併せ、降灰等への対策を、自衛隊などの関係機関とも連携のうえ行います。

本市としては、火山災害による被害の軽減を図るため、国や県と協力して避難計画の策定や火山灰の廃棄方法及び収集場所の検討等を進めてまいります。

(担当課：防災対策課)

## (3) 水害災害時の事業所への対応について

現在本市では、防災行政無線の他に、メール、ホームページ、SNS、電話、ファクスなど多様な情報伝達手段により迅速に氾濫やそのおそれがある際などに避難情報を発信しております。また、河川の水位情報については、県のホームページで確認出来る旨を「わが家の避難行動マニュアル」や「洪水ハザードマップ」などで周知しておりますので、平時よりご確認いただければと思います。

また、新型コロナウイルスによる感染リスクが想定される現状においては、避難場所における感染防止や、避難場所の使い方などのマニュアルを作成して対応することとしており、追加して開設する中学校など避難場所の情報については、広報紙や「わが家の避難行動マニュアル」、ホームページで発信をしておりますのでご確認ください。

(担当課：防災対策課)

### (3) 災害時における退避場所としての行政施設駐車場の提供について

防災対策において、発災後の公共交通機関や物流の復旧を迅速に行うことは重要な課題であると認識をしておりますので、今後事業者とともに検討してまいりたいと存じます。

(担当課：防災対策課)

## 8 女性や障がい者が活躍できる職場づくりへの支援について

### 【回答】

女性が活躍できる職場づくりについては、平成30年度に、官と民が協働で職業生活における女性の活躍推進について、地域の実情に応じた対応策を検討する機関として「小田原市女性の活躍推進協議会」を立ち上げ、活動していただいているところです。令和2年度は、本協議会にて、市内事業所を対象に、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を優良企業として認定する「女性活躍推進優良企業認定制度」の構築について協議しております。女性が働きやすい職場環境の整備を促進することにより、事業者と働くことを望む女性の双方にとりまして、有意義な制度となるよう検討してまいります。

障がい者雇用に取り組む事業主に対しては、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などが助成金等の支援制度を設けており、本市としましては、必要に応じて当該制度の周知を図ることに加え、令和元年度に創設した「障がい者への合理的配慮の提供を支援するための助成制度」について、令和2年度からは、障がい者を雇用する事業主が当該障がい者のために行う合理的配慮の提供に係る設備等の整備費を補助対象とすることとしましたので、貴会会員の皆様にご活用いただけますよう、さらなる周知へのご協力をお願いいたします。

(担当課：人権男女共同参画課・障がい福祉課)

## 9 スポーツコミッション設立について

### 【回答】

スポーツと地域資源を掛け合わせ、地域活性化を図る推進主体として、スポーツコミッションを設立する動きが全国的に広がっていることは承知しております。

す。

小田原市ラグビー・オリパラ活性化委員会の幹事団体が中心となり、行政とは独立した組織として、スポーツを通じたまちづくりを推進するためのスポーツコミッションの設立を計画されていることはご説明いただきましたので、今後、計画の進捗に応じて、行政としても協力してまいります。

(担当課：企画政策課)

## 10 新しい働き方・住まい方の推進による関係人口の増加策について

### 【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ワーケーションをはじめとした新たな働き方が全国的に注目され、東京からの移住を希望する問い合わせが増加しているということは承知しております。

こうした動きが広がる中、貴所をはじめ関係者で構成する組織において、新しい働き方の環境づくりについて検討しているところです。テレワークがしやすい環境については、まずは、民主導の展開を支援していくことが肝要と捉えPRにも努めようとしているところですが、本市が所有する施設についても、新しい働き方に資する活用も視野に入れて検討してまいります。

(担当課：企画政策課・広報広聴課・公共施設マネジメント課・産業政策課)

## 11 地域医療提供体制の充実について

### 【回答】

市立病院の新病院建設については、現在、新病院建設基本計画の策定に向けて取り組んでいるところです。この基本計画は、平成30年12月に策定した「小田原市立病院再整備基本構想」やその検証をもとに策定を進めており、新病院の機能、建築条件等を整理し、具体的な設計の指針とするものです。今後、令和2年12月市議会定例会に議案として提出し、議決をいただいた後、「小田原市新病院基本計画」として策定されますので、こうした手順を踏みながら2026年（令和8年）の現地で開院に向けて、新病院建設事業を着実に進めてまいります。

また、県西地区の医療体制については、県をはじめ、県西保健医療圏（2市8町）の市町、公立・民間の医療機関等と機能連携や役割分担などの考え方を共有

しながら進めているところです。

ウェルネス・医療をコンセプトとしてまちづくりの発想については、おだわらTRYプランで示しているとおおり、引き続き、健診や予防接種の推進や保健指導の実施などの保健・疾病対策を進めるとともに、救急医療、高度医療・急性期医療の充実、安定的な周産期医療の提供を行ってまいります。

(担当課：健康づくり課・経営管理課)

## 1 2 小田原駅周辺商店街への回遊性向上策について

### 【回答】

小田原駅周辺については、都市の将来像として、都市計画マスタープランにおいて、「再開発の促進等による商業・業務機能等の集積を図るとともに、質の高い駅前市街地空間の整備推進を図る」としています。

小田原城の正規登城口に面する三の丸エリアについては、将来のまちづくりビジョンとして「三の丸地区の整備構想」を策定して、段階的に整備を進めているところです。

小田原駅観光案内所や令和3年6月オープン予定の観光交流センター、更新した案内板などにより、周辺の観光スポットなどを周知することで、まち歩きを推進し、街なかへの回遊を促してまいります。

また、レンタサイクルや観光回遊バスなどの二次交通も活用することで、駅前、城周辺など、周辺エリアへの回遊を促してまいります。

このほか、小田原城本通り活性化協議会が、風魔忍者をモチーフとしたイベントを開催するなど、商店街への回遊促進に取り組んでおり、本市は貴所とともに協議会の活動を支援してまいりました。

引き続き、貴所や商店街とも連携しながら、駅周辺商店街への回遊性向上に取り組んでまいります。

(担当課：企画政策課・商業振興課・観光課・都市計画課)

## 1 3 JR東海道線上下り電車終電の繰下げについて

### 【回答】

小田原駅を含めた東海道本線最終電車の運転時刻については、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響による利用客の行動様式の変化を踏まえ、保守作業時間の拡大を目的として、令和2年（2020年）10月21日に、JR東日本から2021年春に終電時刻を繰り上げる旨の記者発表が行われたところです。

また、小田急電鉄でも同様の理由により、終電時刻の繰り上げが発表されており、全国の鉄道業界においても大変厳しい状況であると認識しておりますが、ご指摘のとおり、上り最終電車の繰下げによる横浜や東京方面に向かう利用者の利便増進は、社会・経済活動に係る重要な課題であることから、試験的・臨時的な運行も含め、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、引き続き、鉄道事業者へ要望してまいります。

（担当課：まちづくり交通課）

#### 14 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について

##### 【回答】

「小田原漆器」、「小田原木製品」及び「箱根寄木細工・木象嵌」は、本市固有の貴重な資源であり、若手職人を育成し、伝統技術を継承していくことは大切なことと認識しております。

このため、これまで各関係団体が取り組む販路拡大や後継者育成等の各種事業に対して助成を行うとともに、貴所はもちろんのこと、箱根物産連合会や地場産業振興協議会等と連携し積極的に情報発信を行ってきたところです。

今後も引き続き、次世代を担う若手職人の意見も聞きながら、販路拡大やPRを中心に支援を継続してまいります。

（担当課：産業政策課）

#### 15 地方創生の戦略に再生可能エネルギー施策の推進について

##### 【回答】

再生可能エネルギーは、あらゆる経済・社会活動に不可欠な要素となっております。脱炭素型の地域社会・地域循環共生圏の構築に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大を目指すだけでなく、利用方法の多様化を図り、公民連携のさらなる深化による社会インフラや暮らしの向上につながる活用を進めることが重要なテーマであると認識しております。

本市では小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に基づき、地域の活性化等、地域の課題解決に資する再生可能エネルギー事業に奨励金を交付するなど継続的支援を行うとともに、地域への還元を促す仕組みを整えてまいりました。

今後は地域固有の資源である再生可能エネルギーの最大限の効率的な活用に向け、引き続き公民連携の取組を推進するとともに、時代の動向を踏まえた見直しを行いながら、小田原市エネルギー計画の改定準備を進めてまいります。

(担当課：エネルギー政策推進課)

## 16 商工会議所との更なる連携強化について

### 【回答】

#### (1) 施策の制度設計に係る事前議論の場の創出について

施策の制度設計に係る事前議論については、これまでも必要に応じて行ってきたところですが、コロナ禍を契機に「新しい働き方」への対応が強まる中、新たな取組を進める局面にあることから、スピード感をもって効果的に整備を進めるためにもこれまで以上に連携の必要があります。

今秋より、「新しい働き方」を切り口とした組織を立ち上げ、市、会議所、関係機関とともに定期的な議論の場を設けておりますので、この場を有効に活用してまいります。

(担当課：産業政策課)

#### (2) 職員相互の人事交流について

職員相互の交流については、小田原箱根商工会議所、小田原市の双方の人材育成・活用の観点が必要と思われまますので、一方的な職員派遣でなく、職員の相互交流として実施に向けて話し合いを進めていきたいと思ひます。

(担当課：職員課)

## 17 建設・不動産等業界に対する各種支援について

### 【回答】

#### (1) PPP、PFI手法の活用について

本市でも更なる公民連携の推進に向け、新たに公共施設利活用のための民間提案制度を整備するなど、PPP/PFI手法の活用について研究・実践を進めているところであり、貴所とも引き続き情報共有に努めてまいります。

また、施設の統廃合などの情報についても、民間による利活用を進めるにあたっては適切な時期に情報提供させていただきます。

(担当課：公共施設マネジメント課)

## **(2) 公共施設の維持管理業務の入札における地域貢献に対する一層の加点と地元企業の優先発注について**

本市では、これまでも市内中小企業者の受注機会の確保に努めてきていますが、プロポーザル方式による業者選定においても、本市のガイドラインの中で、審査の際に「地域貢献」を重要な項目として捉えております。

公共施設包括管理マネジメント事業についても、市内事業者のご協力が不可欠ですので、地域経済の好循環という観点も充分踏まえながら、これらの適切な運用を図ってまいります。

(担当課：公共施設マネジメント課)

## **(3) 公共事業における地元建築設計事務所の参加について**

本市の公共施設は、経年により劣化が進行し、維持保全のための改修工事が増加傾向にあります。これに対応するためには、地元の設計事務所に対し、改修工事の設計等の業務委託について発注し、ご協力いただくことが、今後有効な対策となるものと期待しております。

本市では、これまでも市内中小企業者の受注機会の確保に努めており、市内業者で対応が可能な案件については、市内業者に発注することを基本としておりますが、競争性が適正に確保できる等の条件が満たされている必要があります。

発注先となる設計事務所については、入札参加資格者名簿に登載され、神奈川県電子入札共同システムにより入札に参加できる市内業者が少なく、市外業者も加えた入札になるケースが多いと認識しております。本市の公共事業への参加を希望する地元業者の皆様には、まずは入札参加資格申請をしていただきますようお願いするものです。

なお、市内業者が対応できない大型案件について、大手業者との契約条件に、そのプロジェクトの一員として市内業者を加えることを義務づけることは、受注業者の自由な事業活動を制限することになることから、条件設定に当たっては案件ごとに慎重な検討を要することをご理解ください。

(担当課：契約検査課・建築課)

#### (4) 小田原市の道路等施策に対する包括管理業務委託について

本市においては、これまでも各種の公共事業において、契約の適正な履行が確保できる範囲内において、市内業者で対応が可能な案件については、市内業者に発注することを基本としてきています。今後もその方針の適正な運用が図られるよう努めてまいります。

また、官公需適格組合及びその構成員である者に対する発注については、インセンティブ発注の適正な運用を通じて、件数等の引き上げに努めていきたいと考えています。

(担当課：契約検査課)

#### (5) 小田原駅西口の開発について

現在の西口広場は、限られた用地の中、最善の再整備を行ったものであり、その後も、広場内横断禁止を促す注意看板の設置やバス及びタクシー降車場への駐停車の抑制に資する路面表示などを実施しておりますが、雨天時の混雑など課題が存在していると認識しています。

一方、西口周辺については、新幹線ビルの建替が行われるなど、民間再開発の動きもある中で、今後の対応につきましては、小田原駅西口まちづくり協議会での検討内容を踏まえ、課題を地元の皆様方とも共有した上で、広場の機能拡充等の課題の解決策を庁内関係課とともに検討してまいります。

(担当課：都市計画課)

#### (6) 防災生活幹線道路の整備について

宮城野林道・足柄幹線林道・広域農道のハード面強化につきましては、林道の管理者及び広域農道の事業者である神奈川県によりますと、宮城野林道は、箱根

町内のみで完結する専ら林業活動に利用する行き止まりの林道であり、迂回路として機能することはないとのことでした。

小田原市久野から箱根町宮城野を結ぶ足柄幹線林道につきましては、防災の視点での安全対策に留意し林道機能を保持するため、必要に応じた維持管理を実施してまいりたい、また、広域農道小田原湯河原線につきましては、災害時等における迂回路としての効果が期待されているため、安全が確保された道路の建設を進めていくと伺っておりますので、引き続き安全な道路となるよう機会をとらえて要望してまいります。

隣県を俯瞰した広域的な道路ネットワークの構築につきましては、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ脆弱な県際地域のリダンダンシーを確保するとともに、一層の交流促進を図るため、伊豆湘南道路を以って実現すべく、この道路構想の具現化に向け、取り組んでいるところであります。

本市を含む沿線市町では、本市が会長を務める「小田原真鶴道路建設促進協議会」において、小田原湯河原間の道路ネットワークの強化を図るため、令和元年度に当協議会の目的を「西湘バイパスの延伸」から「神奈川と静岡の県境を跨ぐ自動車専用道路（伊豆湘南道路構想）の建設」に改め、熱海市が会長を務める「伊豆湘南道路建設促進期成同盟会」とともに要望活動を展開しております。

今年度の国土交通省への要望活動につきましては、去る10月23日には中部地方整備局、10月30日には関東地方整備局、11月26日に本省への要望を実施する予定となっております。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から首長のみの参加となっておりますが、今後の社会情勢を見極めつつ、引き続き、貴会議所との連携を図りながら、取り組んでまいり所存でおりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、令和2年(2020年)8月6日付で(公社)神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部からいただいたご要望につきましては、9月25日付で回答させていただきましたのでご了承ください。

(担当課：農政課・都市政策課・建設政策課)